

事業名	【新規】 障害者職場実習促進事業				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
51万8					51万8
事業期間	平成29年度～			総事業費	

【事業目的】

市内在住の障がいのある人を対象に、自立への第一歩となる就労に向けて、職場を体験する機会の拡大及び就労能力向上の促進を図ります。

【事業概要】

○職場実習促進事業とは

一般企業で実習を行う場合の、受入企業までの交通費に対して支給する交通費等助成、その受け入れを行った企業に対して支給する実習奨励金の2事業。

○支給対象者（2つの要件をいずれも満たす人）

- ① 一般企業等への就労を希望する人で、障害福祉サービスの受給対象者。
- ② 県南障害者就業・生活支援センターぱれっとの登録者。

○支給額

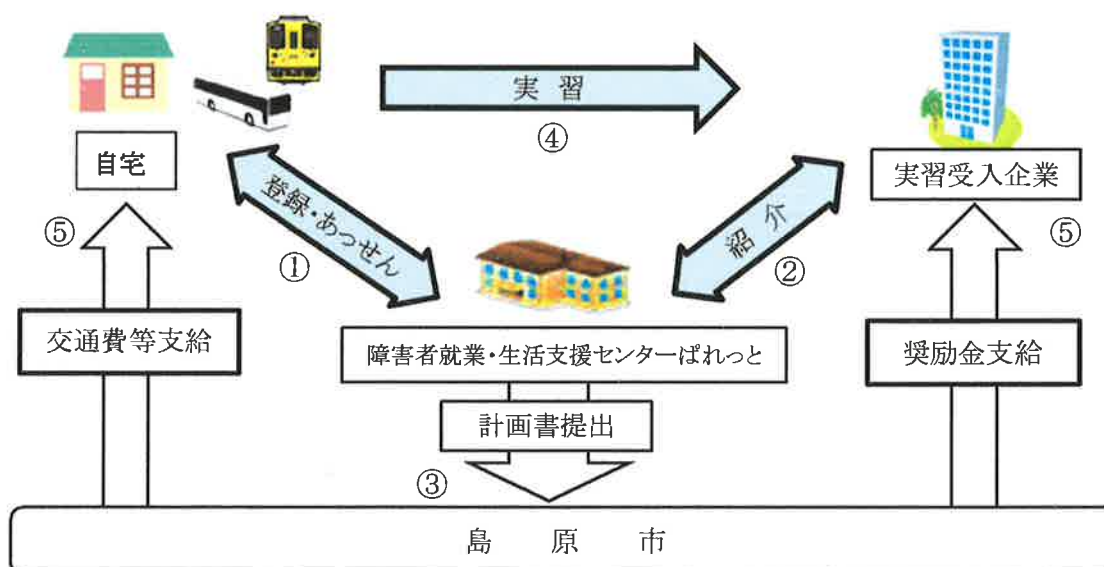
交通費等助成…自宅から実習先事業所までに要した交通費実費（※）

（※公共交通機関や自家用車利用を対象として1日2,000円を上限）

実習奨励金…1人1日2,500円

○実習期間（支給期間）

原則として5日以上1月（23日）以内の範囲で1日4時間（ただし、最初の5日目までは3時間でも可）以上の実習。（通算3回まで）



科目	3 款	1 項	1 目	目 名 称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	—			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 重度心身障害者福祉交通機関利用助成事業					
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)					
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
560万6					560万6	
事業期間	昭和54年度～			総事業費		
【事業目的】						
重度心身障がい者が、タクシーや路線バス・鉄道を利用する際の料金の一部を助成することで、障がい者の社会活動の範囲を広め、心身障がい者の福祉の向上を図ります。						
【事業概要】						
《内 容》 1枚100円の利用券を1年間に一人当たり200枚交付 《対象者》 自ら運転を行わない在宅者のうち、移動が困難な次のような方 ・療育手帳の交付を受けた方 ・身体障害者手帳（1級～2級）の交付を受けた方で、車いすを常用している方 ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、一定の条件に該当する視覚障がい者や通院により人工透析を行っている方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方 《協力機関》 市内に所在する会社 ・タクシー（有明、小嵐、島鉄、長崎第一交通、平成観光、本多観光） ・介護タクシー（おかげ、林田観光、ほおじろ、長崎第一交通） ・島原鉄道 ・島鉄路線バス						
科目	3 款	1 項	1 目	目 名 称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

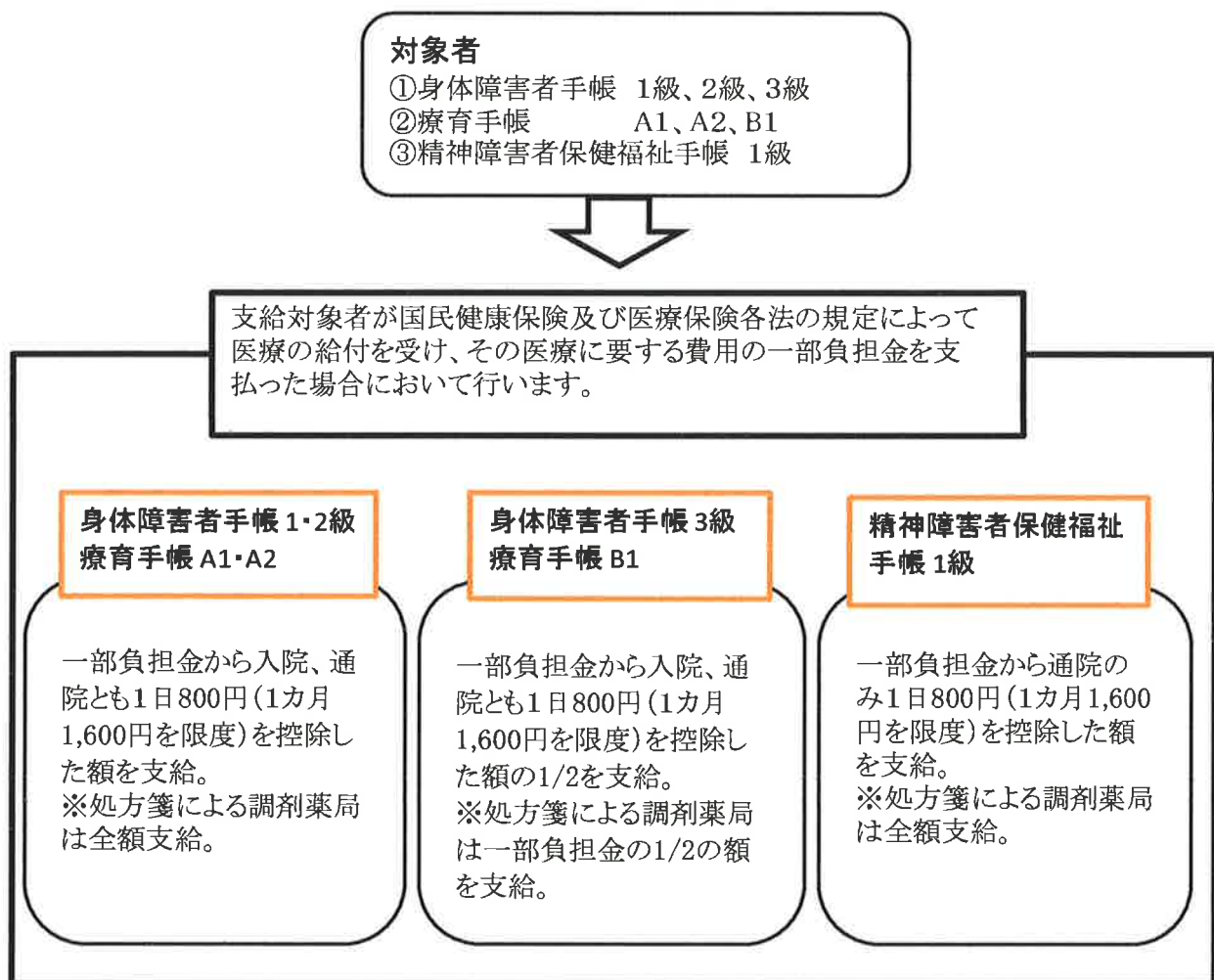
当初予算書
115P

事業名	【継続】 障害者福祉医療費給付事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
9,733万3		4,850万0			4,883万3
事業期間	昭和49年度～			総事業費	

【事業目的】

心身障がい者に対し医療費の一部を助成することによって、障がい者とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図り、福祉の増進を図ります。

【事業概要】



科目	3 款	1 項	1 目	目 名 称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前 年 度 ま で			今 年 度		来 年 度 以 降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

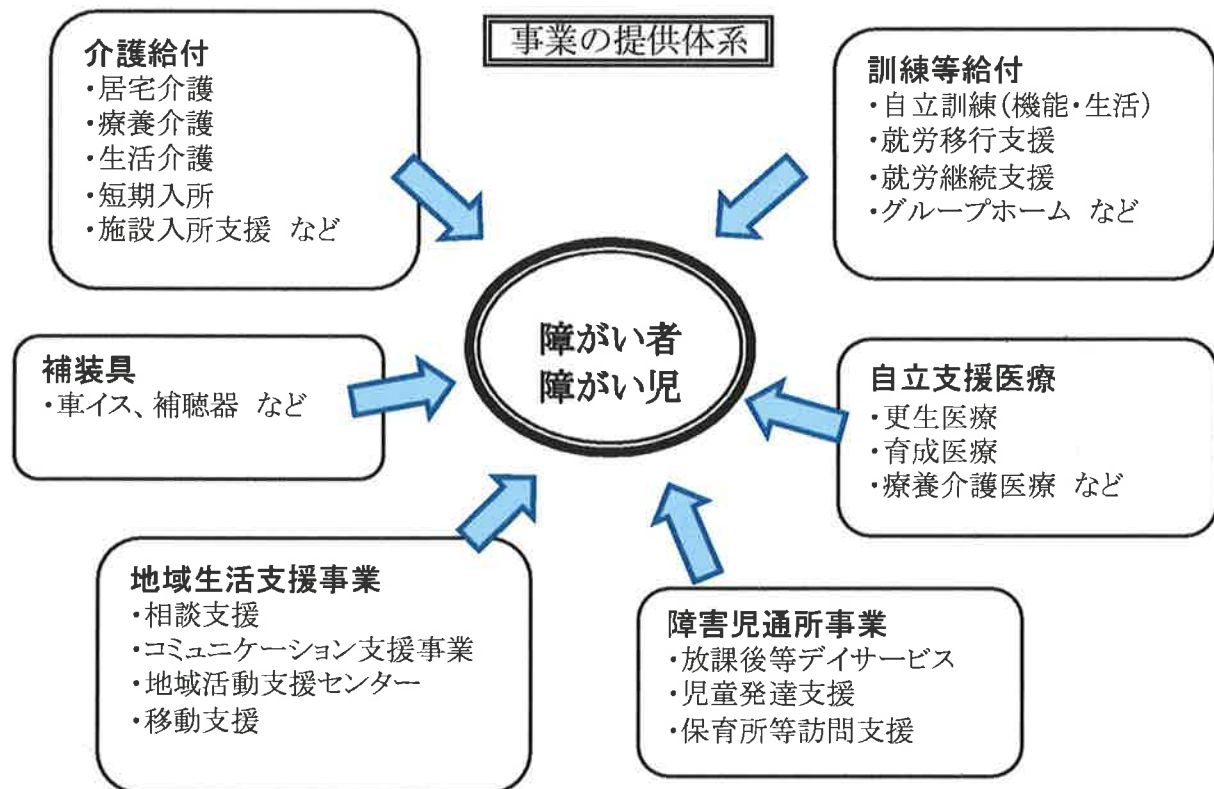
事業名	【継続】				
	障害者自立支援給付事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
15億5,140万4	7億6,184万6	3億8,107万1		164万0	4億684万7
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

障害者総合支援法による自立支援給付事業（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業など）や障害児通所事業を提供し、障がい者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。

【事業概要】

- 《事業内容》 障がい者等の総合的支援を目的に、支援の必要度合いに応じた各種サービスを提供します。
- 《利用者負担》 原則1割負担（ただし、所得に応じた負担上限額を設定）
- 《負担割合》 事業費の負担割合 国1/2、県1/4、市1/4



科目	3 款	1 項	1 目	目名称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 生活困窮者自立支援事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				一般財源
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	
675万3	512万2				163万1
事業期間	平成27年度～			総事業費	

【事業目的】

平成27年4月1日から施行された生活困窮者自立支援法に基づき「自立相談支援事業」及び「住宅確保給付金」を実施することにより、生活保護に至る前の段階での自立支援の強化を図ります。

【事業概要】

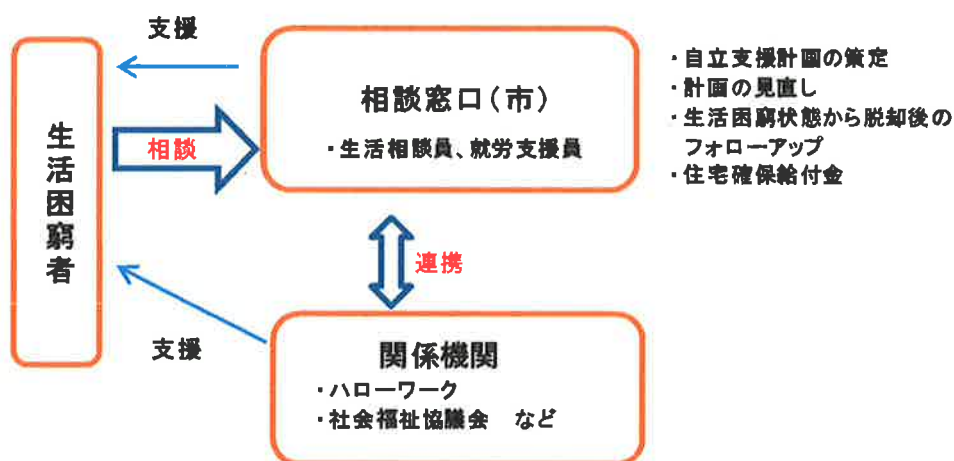
「自立相談支援事業」

生活困窮者からの相談を受け、その抱えている課題に応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、関係機関（ハローワーク等）と連携して、生活困窮状態から脱却できるよう自立支援計画に基づく就労支援等を行います。

※28年度までは社会福祉協議会へ業務を委託していましたが、29年度からは市が直接行います。

「住宅確保給付金」

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し、就職に向けた活動をするなど条件に一定期間、家賃相当額の「住宅確保給付金」を支給することにより、安定した住居の確保と就労による自立を図ります。



科目	3 款	1 項	1 目	目名称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	社会福祉協議会へ業務を委託 (H27実績：新規相談受付件数 30件、プラン作成3件、就労支 援者数3人)			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書

121P

事業名	【継続】 ねたきり老人等介護見舞金支給事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
955万0					955万0
事業期間	平成7年度～			総事業費	

【事業目的】

在宅のねたきり老人又は認知症老人を介護する方に対し、ねたきり老人等介護見舞金を支給することにより、日頃の労をねぎらうとともに、高齢者の福祉の増進を図ります。

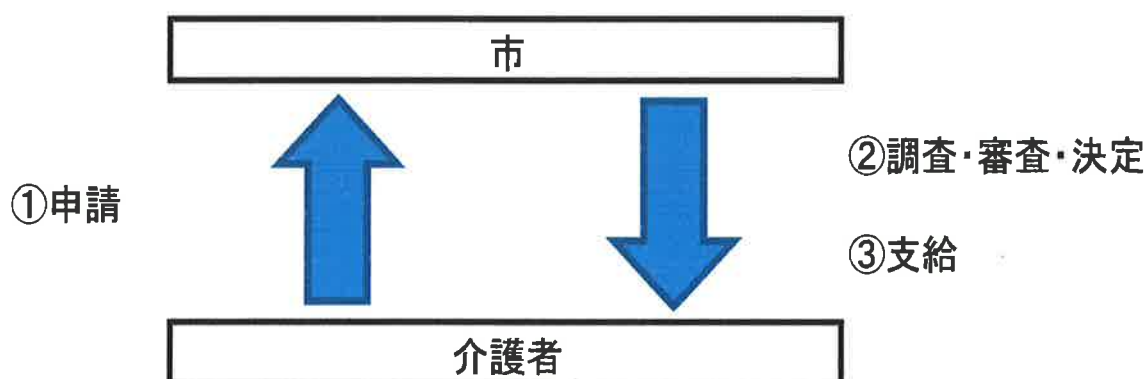
【事業概要】

《内 容》

ねたきり老人等1人につき年額5万円を支給します。

《対象者》

9月1日現在、本市に住所を有する方で、基準日（9月1日）前1年間に於いて6ヶ月以上居宅で介護している方（入院、入所期間が6ヶ月以上ある場合は該当しません。）



科目	3 款	1 項	2 目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書

121P

事業名	【継続】 高齢者福祉交通機関利用助成事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
2,653万9					2,653万9
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

高齢者がタクシー・路線バス・鉄道を利用する際の料金の一部を助成することで、高齢者の社会活動の範囲を広め、自立を支援し、高齢者の福祉の向上に寄与するとともに地域交通の振興を図ります。

【事業概要】

《内 容》

1枚100円の利用券を1年間に一人当たり70枚交付します。

利用1回につき500円まで利用できます。

《対象者》

島原市に住所を有する方で、次の要件のいずれかを満たす方

①所得税非課税の75歳以上の方で、自ら車の運転をしない方

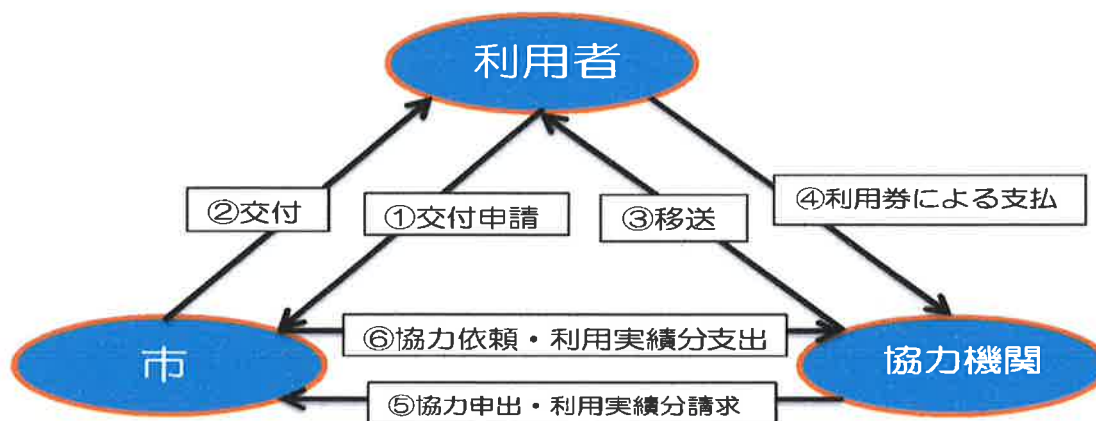
②運転免許証を自主返納した65歳以上の方

(29年度から年齢要件を「75歳以上」から「65歳以上」に引き下げ)

《協力機関》

市内に所在する会社

- ・タクシー（有明、小嵐、島鉄、長崎第一交通、平成観光、本多観光）
- ・介護タクシー（おかげ、林田観光、ほおじろ、長崎第一交通）
- ・島原鉄道 ・島鉄路線バス



科目	3 款	1 項	2 目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	100円の利用券を70枚交付 (7千円分)			100円の利用券を70枚交付 (7千円分) ※運転免許証自主返納分について年齢要件を引き下げ(75歳以上→65歳以上)		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書

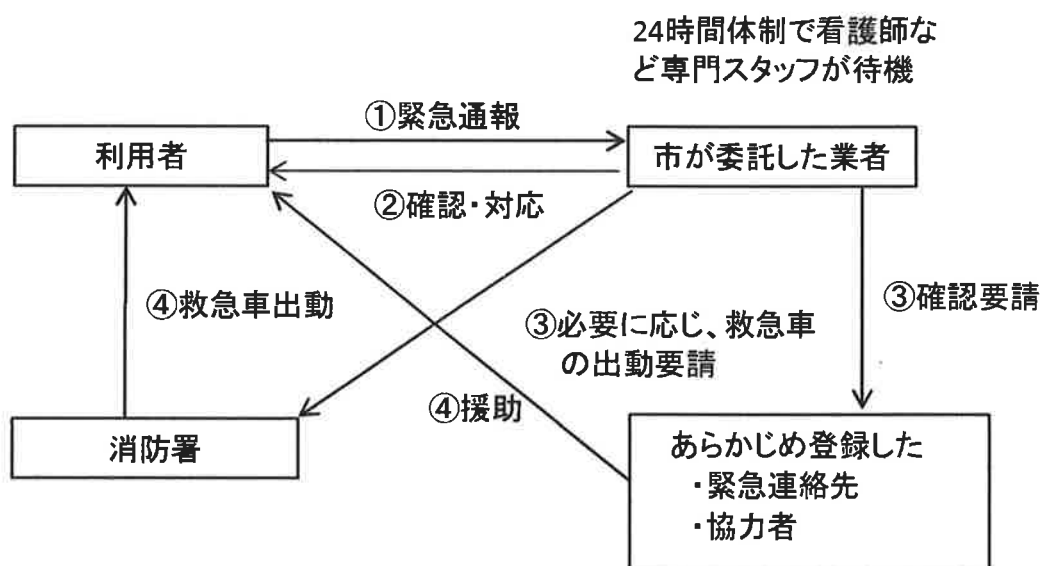
121P

事業名	【継続】 緊急通報システム				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
366万3				68万4	297万9
事業期間	平成15年度～			総事業費	

【事業目的】

ひとり暮らし高齢者などが、急病などの際、簡単な操作で緊急であることを知らせることができるシステムで、高齢者の安全確保と不安解消を図ります。

【事業概要】



※緊急通報の受付以外にも、毎月2回、安否確認の電話連絡

▼対象者 ひとり暮らし高齢者

※高齢者夫婦で、一人が寝たきりや介護が必要な世帯や、昼間一人となる世帯なども生活状況を勘案し、利用希望申請に基づき機器を貸与します。

登録者数 191人 (H28.4.1現在)

▼利用料 月額300円

科目	3 款	1 項	2 目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書

121P

事業名	【継続】 敬老無料入浴サービス				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
371万1					371万1
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

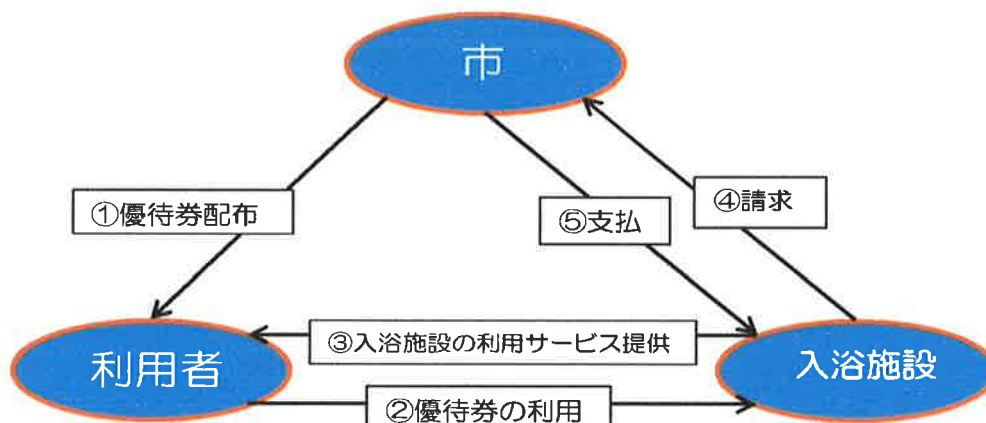
長年社会に貢献してこられた高齢者を敬愛し長寿を祝福します。

【事業概要】

《内 容》 対象者へ入浴優待券を1人5枚配布し、実施期間中（敬老の日から2か月間）の入浴を楽しんでいただきます。

《対象者》 基準日の9月1日に満70歳以上の方

《実施施設》 「ゆとろぎの湯」、「有明福祉センター美人の湯」



年度	対象者数	期間	延利用者数	内訳	決算額
24	11,032人	9/17～9/26 (10日間)	6,298人	ゆとろぎの湯 4,044人 有明福セ浴場 2,254人	166万4千円
25	11,041人	9/16～12/15 (3か月間)	15,835人	ゆとろぎの湯 9,797人 有明福セ浴場 6,038人	414万7千円
26	11,100人	9/15～11/14 (2か月間)	16,760人	ゆとろぎの湯 10,455人 有明福セ浴場 6,305人	456万5千円
27	11,030人	9/21～11/20 (2か月間)	13,512人	ゆとろぎの湯 8,726人 有明福セ浴場 4,786人	371万0千円
28	10,947人	9/19～11/18 (2か月間)	13,408人	ゆとろぎの湯 8,607人 有明福セ浴場 4,801人	367万6千円

科目	3 款	1 項	2 目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書

121P

事業名	【継続】 ねたきり高齢者等おむつ費助成事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
228万0					228万0
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

ねたきり高齢者及びねたきり身体障害者の世帯に対し、おむつ代の一部を助成することにより、介護にかかる負担を軽減します。

【事業概要】

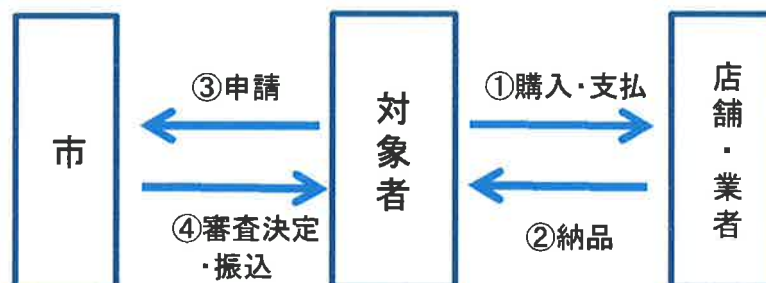
《内 容》

購入費の3分の1を助成し、上限を月額5千円とします。

《対象者》

満65歳以上のねたきり高齢者及びねたきり身体障害者で次のいずれも満たす方

- (1) 常時おむつを使用している方
- (2) 前年分(1月から6月までの間に購入した分について申請する場合にあっては、前々年分)の所得税非課税世帯に属する方
- (3) 日常生活動作の状況が要綱に定める調査表の該当要件を満たす方



科目	3 款	1 項	2 目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書

125P

事業名	【継続】				
	地域密着型介護老人福祉施設事業所整備事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1,800万9		1,800万9			
事業期間	平成28年度～平成29年度 (複数年度事業)			総事業費	1億4,183万9

【事業目的】

介護保険施設等における入所待機状態を解消するため、また、できる限り住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を実現できる地域社会を目指すため、地域密着型サービスの施設整備を行います。

【事業概要】

- ◆島原市・雲仙市・南島原市 各1事業所
第6期島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画（H27～H29）に基づき、地域密着型介護老人福祉施設事業所1カ所の施設開設準備経費に対する助成を行います。
(第7期計画以降は、整備しない。)

- ◆交付基準単価
小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム

$$\text{基礎単価} \quad \text{整備床数} \\ 62万1千円 \times 29床 = 1,800万9千円$$

※長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護施設等の整備に関する事業）

【その他】

- ◆H28年度 ⇒ 公募、選定、事業着工（施設整備経費）
H29年度 ⇒ 事業完成、事業開始（施設開設準備経費）

◆既存の整備状況

地域密着型特別養護老人ホーム淡淡荘Ⅱ
萩が丘二丁目6122 / 29床
H24～H25事業（長崎県補助金）
施設整備：1億1,600万円
開設準備：1,647万2千円

【補助金交付までの流れ】

- ①事業者公募 ⇒ 広域圏
- ②事業者選定 ⇒ 広域圏
- ③補助金決定 ⇒ 市
- ④施設整備 ⇒ 事業者
- ⑤補助金交付 ⇒ 市

科目	3 款	1 項	6 目	目 名 称	介護保険費	保険健康課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	施設整備経費 1億2,383万円 (29年度～繰越)			上記事業概要と同じ		—

事業名		【継続】 有明温泉施設ポンプ昇降及び保守点検				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
560万0						560万0
事業期間		平成29年度 (単年度事業)			総事業費	
【事業目的】 温泉施設ポンプについては、2台を保有して汲み上げる性能を保つため交互に入替・オーバーホールを行っています。運転中のポンプと予備ポンプの入替を行い、引き揚げたポンプをオーバーホールして予備ポンプとして保管します。						
【事業概要】 (運転経歴) ・ A ポンプ 平成16年3月～平成17年9月 ・ B ポンプ 平成17年9月～平成22年10月 ・ A ポンプ 平成22年10月～平成25年10月 ・ B ポンプ 平成25年10月～現在運転中 (今後の予定) ●平成29年度 ・ B ポンプ (運転中) → 平成29年8月 引き揚げ・オーバーホール・予備として保管 ・ A ポンプ (保管中) → 平成29年8月 挿入・運転 ●平成32年度 ・ A ポンプ (運転中) → 平成32年8月 引き揚げ・廃棄処分 ・ B ポンプ (保管中) → 平成32年8月 挿入・運転 ・ C ポンプ (新規購入) → 平成32年8月 予備として保管 ●平成35年度 ・ B ポンプ (運転中) → 平成35年8月 引き揚げ・廃棄処分 ・ C ポンプ (保管中) → 平成35年8月 挿入・運転 ・ D ポンプ (新規購入) → 平成35年8月 予備として保管						
 温泉施設ポンプ						
(概要図)						
A ポンプ H16.3 H17.9 H22.10 H25.10 H29.8 H32.8 (廃棄) ← 運転中 ← 運転中 ← 運転中 B ポンプ H16.3 H17.9 H22.10 H25.10 H29.8 H32.8 H35.8 (廃棄) ← 運転中 ← 運転中 ← 運転中 温泉施設ポンプ 入替作業  C ポンプ H32.8 購入 H35.8 H40.8 (保管) ← 運転中 D ポンプ H35.8 購入 H40.8 H45.8 ← 運転中						
科目	3 款	1 項	8 目	目名称	有明福祉センター管理費	有明支所
事業計画	前年度まで			今年度	来年度以降	
	・ポンプ2台を交互入替			・予備ポンプ挿入・運転 ・運転中ポンプオーバーホール・保管	【平成32年度】 ・予備ポンプ挿入 ・新品ポンプ購入	

事業名		【新規】 有明温泉ガスセパレーター内部取替				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
130万0						130万0
事業期間		平成29年度 (単年度事業)			総事業費	130万0
【事業目的】 有明温泉を安全安心に管理・運営するため、可燃性ガス分離装置であるガスセパレーターの部品の取替を行います。						
【事業概要】 平成28年度のガスセパレーター定期点検時に、内部を分解し破損している部品があることが判明しました。この状態では、ガスセパレーターの性能を維持できず貯湯タンク内での可燃性ガス濃度が基準値（25%LEL）を超える危険性があるため、部品取替を行います。						
						
						
科目	3 款	1 項	8 目	目名称	有明福祉センター管理費	有明支所
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	—			・ガスセパレーター内部の部品取替		—

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

129P

事業名	【継続】乳幼児等福祉医療費				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1億1,003万4		4,407万2	2,150万0		4,446万2
事業期間				総事業費	

【事業目的】

乳幼児、小・中学生、ひとり親家庭等の子育て家庭における経済的負担の軽減を目的に、医療費の一部を助成し、福祉の増進を図ることで、安心して子育てができる環境づくりを目指すとともに、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、人口減少の歯止めを図ります。

【事業概要】

(1) 対象者等

区 分	要 件	助成方法	所得制限
① 乳幼児	出生から小学校就学前までの者	現物給付	なし
② 小中学生	小学校就学から中学校卒業までの者	償還払い	なし
③ ひとり親	父・母 現に、原則として、18歳未満の子を監護する者、または20歳未満の学生を監護する者で配偶者のいない者 (県費補助対象は70歳未満の者)	償還払い	あり
	子 就学前までを除く18歳未満の者または高等学校在学の20歳未満の者	償還払い	あり
④ 寡婦等	60歳～69歳の独居者(扶養されていない者) ※所得税非課税世帯のみ	償還払い	あり

※現物給付 医療機関で受給者証を提示していただくことで、福祉医療費の自己負担額までの支払いで受診できます。市への支給申請は必要ありません。

※償還払い 医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、翌月以降、領収書を添付して市へ申請することで、後日、助成額を口座へ振り込みます。

(2) 給付内容

区 分	内 容
① 乳幼児	・医療機関に支払った額(保険適用分)から、医療機関ごと、1か月ごとに自己負担額(1日800円、月上限1,600円)を控除した額
② 小中学生	
③ ひとり親	
父・母	・院外処方の薬代は全額給付(自己負担なし)
子	
④ 寡婦等	・医療機関に支払った額(保険適用分)から、1日1,200円を控除した額(入院のみ)

※負担割合 県 1 / 2 市 1 / 2 (小・中学生分は県費補助なし)

科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

129P

事業名	【継続】 産前産後のママサポート事業				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
40万0				10万0	30万0
事業期間	総事業費				

【事業目的】

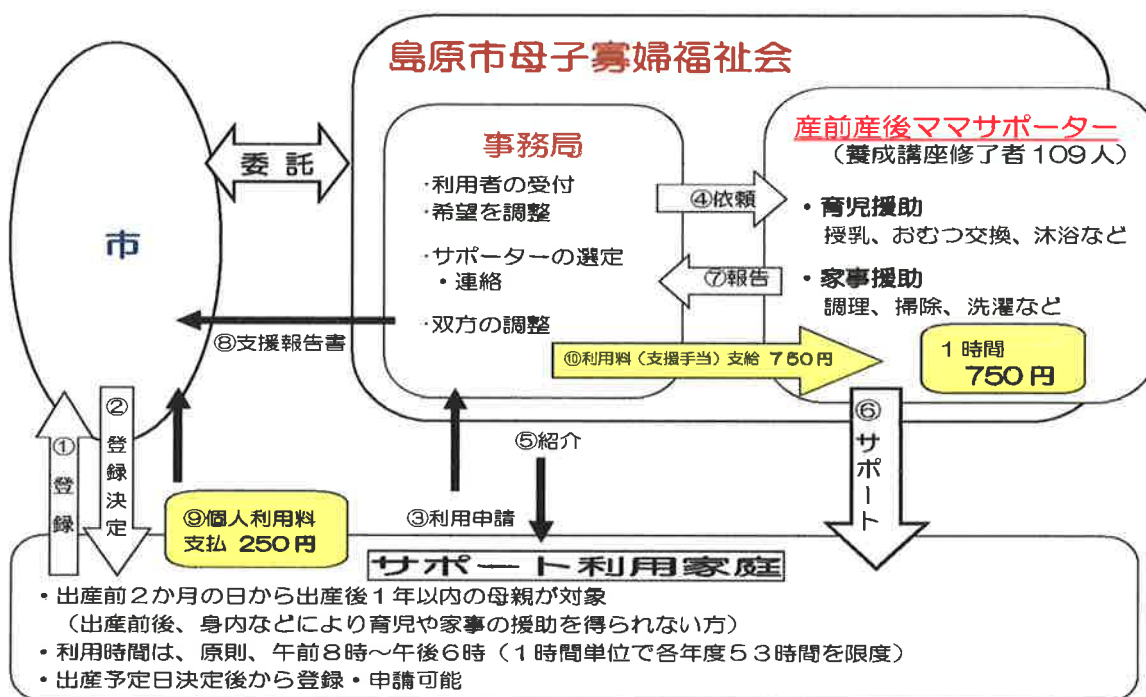
出産前後の育児や家事に係る負担を軽減し、子育て家庭を直接支援するため、出産前2か月の日から子どもが1歳を経過する日までの期間にある妊産婦に対し、育児及び家事等の援助を行う“産前産後ママサポーター”を派遣します。

【対象者】

島原市に在住で、出産前後、近くにいる身内などにより育児や家事等の援助を受けない方

【事業内容】

- ・利用料の一部を助成 750円/時間 ⇒ 個人負担額250円/時間
- 1. 授乳、おむつ交換、沐浴補助、その他家庭内の育児援助
- 2. 調理、居室掃除、洗濯、その他家庭内の家事援助
- 3. 育児、家事に関する相談、助言等



科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	平成27年度までは県1/4補助 平成28年度から市単独事業として実施			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

131P

事業名	【継続】 子ども・子育て支援事業費補助金				
	財 源 内 訳 (単位: 千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地方債	その他	一般財源
1億4,794万6	4,461万9	4,674万4			5,658万3
事業期間	総事業費				

【事業目的】

子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、「島原市子ども・子育て支援事業計画」に従い、子ども及びその保護者に必要な地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施します。

(【根拠法令】子ども・子育て支援法第59条及び第61条第1項)

【事業及び補助率】

事業名		補助率			補助金交付先
		国	県	市	
1	延長保育事業	1/3	1/3	1/3	・私立保育所 ・認定こども園 ※ 認定こども園は、新制度 施行後から対象（H27～） ※ 放課後児童健全育成事業 のうち一部事業（母子家庭等 児童助成事業）は県1/2、市 1/2
2	放課後児童健全育成事業				
3	一時預かり事業				
4	地域子育て支援拠点事業				
5	病後児保育事業				
6	障害児保育事業	－	－	10/10	
7	発達促進保育事業	－	－		

【事業別内訳】

(単位: 千円)

事業名			H29当初予算				H28当初予算				増減額
			事業費	財源内訳			事業費	財源内訳			
				国	県	市		国	県	市	
1 延長保育事業	保育所 認定こども園	14,436	4,811	4,811	4,814	15,756	5,251	5,251	5,254	△ 1,320	
		13,536	4,811	4,811	4,814	14,521	5,251	5,251	5,254	△ 985	
		900				1,235				△ 335	
2	放課後児童健全育成事業	62,612	19,454	21,579	21,579	60,323	18,107	21,107	21,109	2,289	
3	一時預かり事業 保育所 認定こども園	18,861	6,286	6,286	6,289	23,256	7,752	7,752	7,752	△ 4,395	
		15,740	6,286	6,286	6,289	16,417	7,752	7,752	7,752	△ 677	
		3,121				6,839				△ 3,718	
4	地域子育て支援拠点事業	37,395	12,464	12,464	12,467	35,783	11,927	11,927	11,929	1,612	
5	病後児保育事業	4,814	1,604	1,604	1,606	11,821	3,940	3,940	3,941	△ 7,007	
6	障害児保育事業	4,536	—	—	4,536	5,292	—	—	5,292	△ 756	
7	発達促進保育事業	5,292	—	—	5,292	5,292	—	—	5,292	0	
合計		147,946	44,619	46,744	56,583	157,523	46,977	49,977	60,569	△ 9,577	

科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 未熟児養育医療給付事業				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地方債	その他	一般財源
401万3	158万0	79万0		84万0	80万3
事業期間	平成25年度～			総事業費	

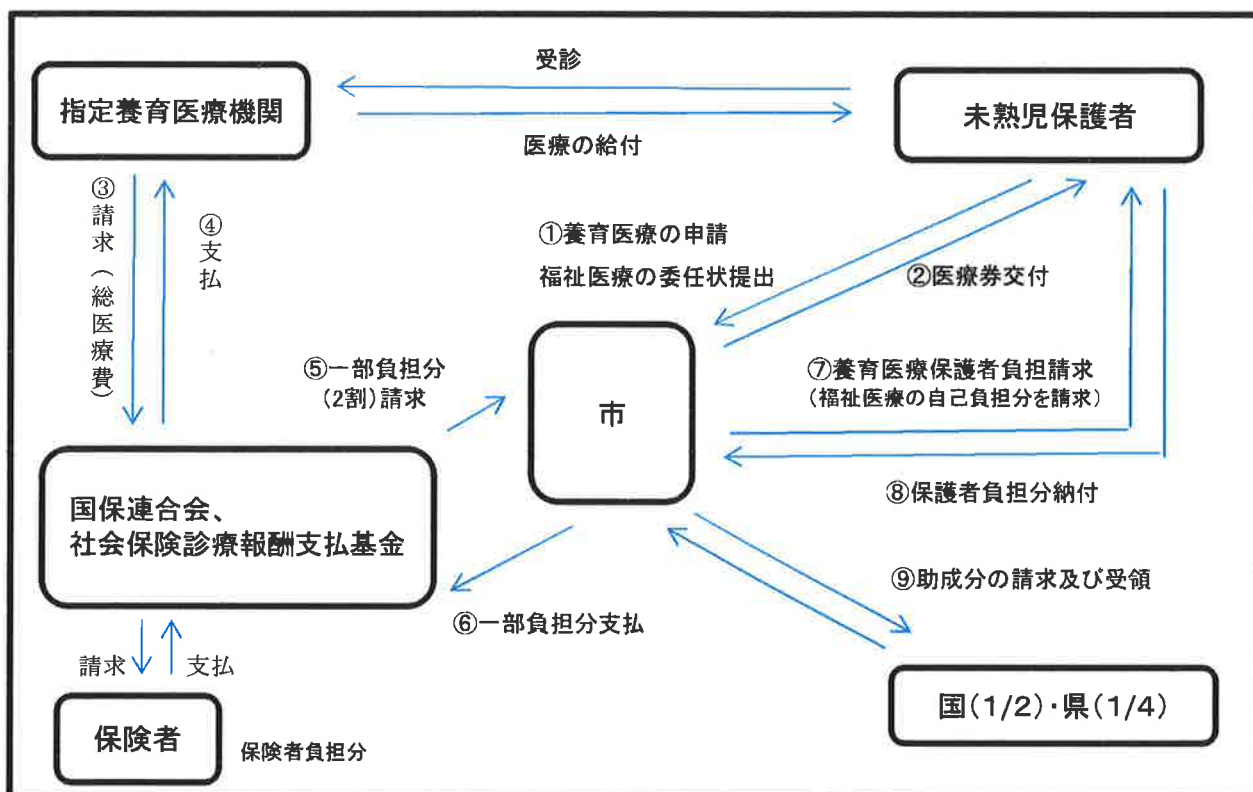
【事業目的】

養育のため入院治療が必要な未熟児に対して、その治療に要する医療費を給付することにより、乳児の健やかな育成を図ります。

【事業概要】

- <対象者> 医師が入院養育を必要と認めた未熟児
 <給付内容> 指定養育医療機関で行う未熟児の入院治療費（保険診療の一部負担金）
 <給付方法> 【現物給付】市が保険診療の一部負担金（2割）を医療機関へ全額支払うもので、保護者は医療機関への医療費の支払いはありません。
 <保護者負担金> 世帯の課税状況により負担金が決めており市に納入します。
 <補助率> 国 1/2 県 1/4

【概要図】



科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
	前年度まで			今年度		来年度以降
事業計画	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

137P

事業名		【継続】 すこやか赤ちゃん支援事業									
当初予算額		財源内訳 (単位：千円)									
		国費	県費	地方債	その他 一般財源						
1,503万5				1,500万0	3万5						
事業期間		平成25年度～			総事業費						
【事業目的】 乳幼児を養育している保護者に対し、第2子目からおむつ等の購入費用を助成することで子育て家庭の経済的負担を軽減し、本市で多くの子どもたちを産み育てられる環境の向上を図ります。 【事業概要】 市が指定する販売店で使用できる「すこやか赤ちゃん券」を支給します。 【対象者】 次の条件をいずれも満たす人 ①市内に住所を有し、かつ居住している人 ②満2歳未満の第2子以降の子どもと同居し、養育している人 (2歳になる誕生月の前月までが対象) ※支給対象児の第2子以降の判定については、満18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童の中で、数えるものとします。 【支給額】 第2子・・・月額 2,000円分の購入券 (年額 24,000円) 第3子以降・・・1人につき月額3,000円分の購入券 (年額 36,000円) (出生時に0歳分を支給し、満1歳の誕生月に1歳分を支給する。) 【取扱店】 取扱店登録をした市内の店舗数は19店舗											
【対象商品】		<table border="1"> <tr> <td>おむつ関連用品</td> <td>紙・布おむつ、おむつカバー、おしりふき 等</td> </tr> <tr> <td>授乳関連用品</td> <td>粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機 等</td> </tr> <tr> <td>離乳食関連用品</td> <td>離乳食、食器、保存ケース 等</td> </tr> </table>				おむつ関連用品	紙・布おむつ、おむつカバー、おしりふき 等	授乳関連用品	粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機 等	離乳食関連用品	離乳食、食器、保存ケース 等
おむつ関連用品	紙・布おむつ、おむつカバー、おしりふき 等										
授乳関連用品	粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機 等										
離乳食関連用品	離乳食、食器、保存ケース 等										
～事業スキーム～ <pre> graph TD 市[市] 販売店[販売店
(協力店)] 保護者[保護者] 保護者 -- "①出生・1歳到達時に申請" --> 市 市 -- "②すこやか赤ちゃん券を支給" --> 保護者 保護者 -- "③代金の一部としてすこやか赤ちゃん券を使用" --> 販売店 販売店 -- "④対象商品(おむつ等)の購入" --> 保護者 保護者 -- "⑤1か月分のすこやか赤ちゃん券を取りまとめ市へ請求(請求書・使用済券)" --> 市 市 -- "⑥支払" --> 販売店 </pre>											
科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課					
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降					
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定					

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

137P

事業名	【継続】 子どものための教育・保育給付費				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地方債	その他	一般財源
21億9,786万2	8億8,212万6	4億5,755万5	1億4,210万0	1億7,050万1	5億4,558万0
事業期間	総事業費				

【事業目的】

平成27年4月から本格施行した子ども・子育て支援新制度において、従来それぞれに行われていた保育所、幼稚園、認定こども園への財政支援を、「施設型給付」を創設することで、新制度に移行した施設への共通化した財政支援を行います。

【負担割合】

○1号認定（教育） 全国統一費用部分 72.5% 国 1/2、県 1/4、市 1/4
地方単独負担部分 27.5% 県 1/2、市 1/2

○2・3号認定（保育） 国 1/2、県 1/4、市 1/4

保育所（私立）

施設名	給付費
浦田保育園	69,865,660
おさなご園	110,000,990
こひつじ保育園	82,449,820
たけしま保育園	104,631,640
みどり保育園	112,520,330
わかくさ園保育所	99,121,560
愛児保育園	86,762,320
安徳保育園	101,741,280
桜花保育園	70,549,200
山寺保育園	77,872,260
寺町保育園	61,976,520
春陽保育園	142,983,060
中木場保育園	98,355,020
美祢保育園	28,019,120
みやま保育園	50,182,770
向陵保育園	95,355,280
東向保育園	58,609,680
心香保育園	103,749,390
誓願幼児園	80,710,560
恵祥保育園	72,344,560
市外	68,321,220
私立計	1,776,122,240

認定こども園

(単位：円)

施設名	認定区分	経費総額 a	保育料 (園収入) b	給付費 a-b	給付費計 (教育+保育)
ありあけ幼稚園	教育	30,285,360	2,499,600	27,785,760	69,138,250
	保育	46,063,690	4,711,200	41,352,490	
勝光幼稚園	教育	9,153,010	1,353,600	7,799,410	44,408,890
	保育	40,034,280	3,424,800	36,609,480	
ひかわ第一幼稚園	教育	35,496,522	8,882,400	26,614,122	99,725,122
	保育	85,231,000	12,120,000	73,111,000	
清華こども園	教育	9,746,650	441,500	9,305,150	72,595,250
	保育	69,959,700	6,669,600	63,290,100	
島原幼稚園	教育	30,886,960	5,274,000	25,612,960	112,050,960
	保育	98,486,000	12,048,000	86,438,000	
市外	教育	4,374,760	513,600	3,861,160	23,820,940
	保育	20,751,780	792,000	19,959,780	
計	教育	119,943,262	18,964,700	100,978,562	421,739,412
	保育	360,526,450	39,765,600	320,760,850	

合計

	認定区分	入所児童数 (市民)	給付費
認定こども園	教育	175	100,978,562
	保育	268	320,760,850
保育所（私立）	保育	1,545	1,776,122,240
計		1,988	2,197,861,652

科目	3 款	2 項	2 目	目名称	児童措置費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

137P

事業名	【継続】 児童手当給付費				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
7億2,726万0	5億500万0	1億1,113万0			1億1,113万0
事業期間	総事業費				

【事業目的】

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちに寄与することを目的としています。

【事業内容】

中学校修了までの児童を監護し、かつ、一定の生計関係を有する場合、その父母又は養育者に児童手当を支給します。（月額以下のとおり）

児童一人あたりの支給月額	対象児童	所得制限	
		限度額未満の世帯	限度額以上の世帯
	3歳未満（一律）	15,000円	【特例給付】 一律5,000円
	3歳以上小学校修了まで （第1子・第2子）	10,000円	
	3歳以上小学校修了まで （第3子以降）	15,000円	
	中学生（一律）	10,000円	

※ 支給月は、6月・10月・2月の年3回支給

【負担割合】

支給対象児童		国	県	市
0歳～3歳未満	被用者	37/45	4/45	4/45
	非被用者	4/6	1/6	1/6
3歳以上～小学校修了前	第1子・第2子	4/6	1/6	1/6
	第3子以降	4/6	1/6	1/6
中学生		4/6	1/6	1/6
所得制限以上世帯		4/6	1/6	1/6

科目	3 款	2 項	2 目	目名称	児童措置費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

137P

事業名	【継続】 児童扶養手当給付費				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
2億7,630万9	9,210万2				1億8,420万7
事業期間	総事業費				

【事業目的】

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給し、児童が心身ともに健やかに成長できるよう、児童の福祉の増進を図ります。

【事業概要】

(1) 支給対象者

次の条件にあてはまる18歳到達後最初の3月31日までにある者（一定の障害を有する場合は20歳未満）を監護している父、母または養育者に支給します。

- ①父母が離婚した子
- ②父または母が死亡した子
- ③父または母が重度の障害にある子
- ④父または母の生死が明らかでない
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている子
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている子
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている子
- ⑧母が婚姻しないで生まれた子

(2) 支給額

受給資格者等の所得に応じて、手当の一部又は全部の支給が制限されます。

区 分	全部支給（月額）	一部支給（月額） ※所得に応じて決定
児童1人のとき	42,330円	42,320円～9,990円
児童2人のとき	10,000円	9,990円～5,000円
児童3人以上のとき (児童1人につき)	6,000円	5,990円～3,000円

(3) 支給月

4月・8月・12月の年3回支給

※負担割合 国1/3 市2/3

科目	3 款	2 項	2 目	目名称	児童措置費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ (H28.8月分より、第2子以降の加算額増加)			上記事業概要と同じ (H29.4月分より第2子以降の加算額にも物価スライド制を導入)		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書
147P

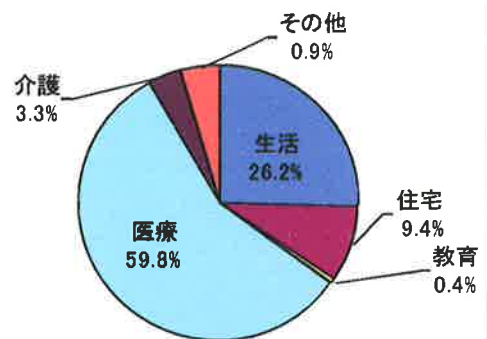
事業名	【継続】生活保護事業（扶助費）				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
10億321万8	7億5,241万1	2,523万9			2億2,556万8
事業期間				総事業費	

【事業目的】

生活保護法に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。

【事業概要】

(単位：千円)		
扶助等の種類	内 容	予算額
生活扶助	生活に必要な食費や光熱水費などの費用	2億6,550万7
住宅扶助	家賃、地代や住宅の補修などの費用	9,477万0
教育扶助	学用品、学級費、教材費、給食費など義務教育にかかる費用	333万2
医療扶助	病気やけがの治療のため、医者にかかる費用	5億9,217万0
出産扶助	出産のための費用	42万0
生業扶助	仕事に就くための費用、高校に就学するための費用	362万7
葬祭扶助	葬祭の費用	180万3
介護扶助	介護サービスを受けるための費用	3,778万5
施設事務費	救護施設事務費	320万4
就労自立給付金	安定した職業につき保護を要しなくなった世帯に対する給付金	60万0
合 計		10億321万8



※その他：出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、施設事務費、就労自立給付金の合計

※ 救護施設とは、身体や精神に障害があり、経済的な問題を含めて日常生活を営むことが困難な人が、健康で安心して生活するための施設

決算額等の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度
決算額（千円）	8億627万1	8億1,942万5	8億8,724万0	9億9,496万5
年度末世帯数	406世帯	426世帯	440世帯	453世帯
年度末人員数	555人	574人	603人	594人

科 目	3 款	3 項	2 目	目 名 称	扶 助 費	福 祉 課
事業計画	前 年 度 ま で				今 年 度	来 年 度 以 降
	上記事業概要と同じ				上記事業概要と同じ	引き続き実施予定